

岩手県告示第486号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成28年5月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
一関市	当該市町村で定める場所	平成28年7月4日（午後）、同月5日、同月6日、同月7日、同月8日（午前）、同月11日（午後）、同月12日、同月13日、同月14日、同月15日（午前）、同月20日（午後）及び同月21日（午前）
平泉町	”	平成28年7月26日
金ヶ崎町	”	平成28年7月27日
住田町	”	平成28年8月2日（午後）及び同月3日（午前）
奥州市	”	平成28年8月22日（午後）、同月23日、同月24日、同月25日、同月26日（午前）、同月30日（午後）、同年9月1日、同月6日（午後）、同月7日及び同月8日
陸前高田市	”	平成28年9月12日（午後）、同月13日、同月14日、同月15日及び同月16日（午前）
大船渡市	”	平成28年9月26日（午後）、同月27日、同月28日、同月29日及び同月30日

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター